

実店舗での販売と比較して、ネットでの販売でも、Web上での十分な情報提供、専門家による判断の関与などにより、利用者にとって安全な体制を構築できる。

■商品の選定

【店頭】

店内に陳列される医薬品から、購入したいものを選定。



【インターネット】

サイト上に掲示される医薬品から、購入したいものを選定。



用法・用量、
効能、注意事
項等を表示

■購買過程での情報提供・相談応需

【店頭】

問合せに対し、レジ、又は相談コーナー等にてスタッフが対応。



【インターネット】

電話・メールなどで薬剤師が問合せに対応。



■販売の判断

【店頭】

販売するか否かの判断をする。



【インターネット】

顧客データから、これまでの購入履歴や年齢等を確認、販売するか否かを判断。



(出典: 日本オンラインドラッグ協会が厚生労働省検討会でプレゼンした資料を抜粋加工)

1. 下記のような工夫により、「対面の原則」の趣旨を満たせるのではないか。
2. なお、厚生労働省の検討会では、医薬品のネット販売を行う事業者の団体がプレゼンテーションを行い、現状における情報提供のあり方等を説明したが、それに関する議論は1回しか行われなかったため、当該情報提供の内容が具体的にどこが不足しているのかなどの実質的な議論まではされていない。

【具体例】

- ・医薬品の詳細情報の入手に関しては、商品購入画面から医薬品の詳細情報について説明した公式ページにリンクをはることができるため、ワンクリックで詳細な情報を提供することができる。
- ・実店舗では、一般用医薬品の箱の中に入っている「使用上の注意」を見れないが、ネット販売の場合では、Web上で記載することにより、利用者が十分な時間的余裕をもって閲覧することが可能。
- ・質問・相談応需に関しては、メールなどによる質問・相談があった場合にはその質問内容や回答内容を保存しておくことができるため、過去の質問・相談内容を参照した上で、相談時点の状態に応じた情報提供・相談応需が可能。
- ・商品の選択に関しては、ネット上の検索ツールを使って多様な商品の情報を参照した上で商品を選択することができる。
- ・医薬品の安全情報・禁忌情報の提供に関しては、メールアドレス・電話番号・住所等の登録情報を利用して、個別に直接的な情報提供をすることができる。

○公開資料、各種報道記事等入手可能な情報を記載。

国名	ネット販売の可否	ネット販売が可能なもの	備考
アメリカ	可能	一般用医薬品 + 処方箋薬	
イギリス	可能	一般用医薬品 + 処方箋薬	・2006年からは、ネット販売専業(無店舗)の形態でも販売可能になった。
ドイツ	可能	一般用医薬品 + 処方箋薬	・2004年よりネット販売が可能になった。